

宿泊税 特別徴収事務の手引き

～宿泊施設経営者の皆様へ～

令和8年2月

函館市

目次

第1章 宿泊税について

- 1 宿泊税の目的と用途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 宿泊税の徴収方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 宿泊税の仕組み

- 1 宿泊税の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 課税客体・納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 宿泊料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 特別徴収義務者の登録等

- 1 特別徴収義務者の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 登録事項の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 申請書等の添付書類および提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 宿泊税の申告納入

- 1 申告納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 納入義務の免除・還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 更正の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 eLTAX による電子申告・納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第5章 適正な申告納入のために

- 1 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 更正・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 5 延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 6 審査請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第6章 その他

- 1 領収書等への表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 宿泊税特別徴収義務者交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 宿泊税と入湯税を合わせて申告納入される場合について・・ 30
- 4 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先・・ 31

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

函館市が課す宿泊税は、観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年4月から導入する法定外目的税です。

函館市宿泊税の使途（施策）については、函館市観光基本計画に基づき、来函者の満足度向上や観光誘客の強化、観光消費額の増大などに資する観光振興施策に活用し、今後も本市が国内外の観光客から魅力的な旅行先として選ばれるよう、函館観光の価値を高める新たな取り組みを進めます。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、函館市内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の宿泊者ですが、函館市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、函館市へ申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方および住宅宿泊事業法の届出をした方です。

ただし、これ以外の方でも宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には、その方が特別徴収義務者となることがありますので、事前に函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当までお問い合わせください。

旅館業法の許可がない施設または住宅宿泊事業法の届出がない住宅において、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行っている場合は、それ自体が違法な状態ですので、速やかに必要な許可を受け、または届出を行い、宿泊税の特別徴収義務者の申請を行ってください。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは該当のページをご参照ください。

- 特別徴収義務者の登録・・・・・・・・・・ P 10～
- 宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・ P 15～
- 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・ P 24～

(3) 北海道宿泊税の徴収方法の特例

北海道は、北海道宿泊税条例に基づき宿泊税を課税しますが、函館市内で課税される北海道宿泊税については、地方税法の規定に基づき、函館市を通じて函館市宿泊税と併せて申告納入していただきます。

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営を開始する前に

- ・ 旅館業法の許可
- ・ 住宅宿泊事業法の届出



② 特別徴収義務者の登録申請（P10：特別徴収義務者の登録）

- ・ 経営を開始しようとする日の5日前までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出



③ 宿泊（契約）があったら

- ・ 宿泊者から宿泊税を徴収



④ 宿泊税を徴収したら（P15：申告納入）

- ・ 申告納入期限までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に宿泊税納入申告書を提出
- ・ 宿泊税納入書により金融機関窓口等で納入
- ※ 申告と納入は、必ず期限内に行ってください。

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊です。

宿泊税は、令和8年4月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。令和8年4月1日より前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されることにご留意ください。

※ 令和8年3月31日から同年4月1日にかけて行われる宿泊には課税されません。

(1) 宿泊

「宿泊」とは、「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」で、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 1 その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの
- 2 1以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

(2) 宿泊者

「宿泊者」とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が「宿泊者」となります。

3 宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価または負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- 清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

- 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- 会議室の使用、休憩およびこれに類する利用行為に係る金額
- 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
- 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

4 税率

宿泊税の税率は、1人1泊の宿泊料金に応じて、次のとおりとなります。

宿泊料金（1人1泊）	税率	内訳
2万円未満	200円	函館市税 100円、北海道税100円
2万円以上5万円未満	400円	函館市税 200円、北海道税200円
5万円以上10万円未満	1,000円	函館市税 500円、北海道税500円
10万円以上	2,500円	函館市税2,000円、北海道税500円

【宿泊料金と宿泊税の計算例】

(例1)

- ・ 1泊2食付き 38,500円 (消費税込み) のプランを利用
- ・ 朝食代や夕食代の料金区分は設けていない
- ・ 素泊まり料金 1泊 22,000円 (消費税込み) のプランがある

→ 素泊まり料金 と 1泊2食付きプラン の差額を飲食代相当額とし、宿泊税を計算します。
なお、宿泊料金から消費税は除くため、税抜き価格で計算します。

$$35,000 \text{円} - 15,000 \text{円 (差額・飲食代相当額)} = 20,000 \text{円} \quad \dots \quad \text{宿泊税} \quad 400 \text{円} \\ \text{(市税 200円, 道税 200円)}$$

(例2)

- ・ 朝食付き 1泊 10,000円 (消費税抜き) のプランを利用
- ・ 素泊まりでも、朝食を希望した場合、800円 (消費税抜き) 追加すれば朝食の追加が可能

→ 朝食付き料金のうち、朝食代相当額 800円を宿泊料金から除き、宿泊税を計算します。

$$10,000 \text{円} - 800 \text{円} = 9,200 \text{円} \quad \dots \quad \text{宿泊税} \quad 200 \text{円 (市税 100円, 道税 100円)}$$

(例3) ※表示料金は、税抜き

- ・ 朝夕食付き 3泊 133,000円 (朝食・夕食代 12,000円, 駅と宿泊施設の送迎料 1,000円込み) のプランを利用
- ・ 宿泊している期間に、お客様が衣服のクリーニングを希望し、2,000円の追加料金が発生
- ・ お食事の際に、プラン外の飲み物を追加されたため、3,000円の追加料金が発生
- ・ 請求の合計は 138,000円となった

宿泊料金に含まれない金額		宿泊料金
朝食・夕食代	12,000円	138,000円 - (A) = 120,000円
送迎料	1,000円	120,000円 ÷ 3泊 = 40,000円
クリーニング代	2,000円	
追加飲み物代	3,000円	
合計 (A)	18,000円	

… 宿泊税 は 400円 × 3泊 = 1,200円 (市税 600円, 道税 600円) となります。

5 課税免除

(1) 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の課税免除について

課税免除の対象となる方や対象となる行事等は、次のとおりとなります。

対象となる方	下記の施設（以下「学校・保育所等」という。）に通う満3歳以上の幼児，児童，生徒または学生（以下「生徒等」という。）およびその引率者		
	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	小学校	中学校
	義務教育学校	高等学校	中等教育学校
	特別支援学校	高等専門学校	幼保連携型認定こども園
	保育所（保育所型認定こども園を含む）		
	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設または認可外保育施設（地方裁量型認定こども園を含む）		
対象となる行事等	①修学旅行その他学校行事等		
	②スポーツ大会または文化大会		

《課税免除の対象・対象外の例》

対象となる行事等	対象	対象外
①修学旅行その他学校行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事等に参加している生徒等 ・生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者 ・心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業者の添乗員，カメラマン等
②スポーツ大会または文化大会	<ul style="list-style-type: none"> ・部員，監督，コーチ，マネージャー，スコアラー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援のための生徒等（部員以外），応援のための保護者，審判等

①修学旅行その他学校行事等の課税免除について

函館市および北海道では、修学旅行その他学校行事等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

【課税が免除となる修学旅行その他学校行事等】

修学旅行その他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校または学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

②スポーツ大会または文化大会の課税免除について

函館市では、スポーツ大会または文化大会（以下「各種大会」という。）への参加に伴う宿泊のうち一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から函館市宿泊税を課税しないこととしています。

北海道宿泊税は課税されますのでご注意ください。

【課税が免除となる各種大会】

学校・保育所等の部活動等（※1）で、各種大会（※2）に参加する場合があります。

※1 次の全ての要件を満たす部活動等が対象となります。

- ・ 学校・保育所等の長が設立を承認した団体であること
- ・ 学校・保育所等の職員が顧問として置かれていること
- ・ 学校・保育所等が年度ごとに作成する当該学校・保育所等の長があらかじめ承認した教育（保育）活動に関する計画に基づき実施する活動であること
- ・ 学校・保育所等の職員が引率すること

※2 次の団体またはその加盟団体（当該団体の傘下にある団体を含む）が開催する各種大会が対象となります。

対象団体	(公財) 日本スポーツ協会, (公財) 全国高等学校体育連盟, (公財) 日本中学校体育連盟, (公財) 日本高等学校野球連盟, (公社) 全国高等学校文化連盟, 全国中学校文化連盟, (一社) 全日本吹奏楽連盟 等
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◀課税免除の手続き▶

学校・保育所等の長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けてください（P8の見本（函館市のホームページにて掲載）をご参照ください）。当該証明書については、P8の見本の様式のほか、学校・保育所等が作成する任意の様式の場合でも、記載内容をご確認いただき、提出を受けてください。

見本掲載ホームページ（宿泊税の課税免除）：

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025122500045/>

なお、この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除について

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

ウ 申請の手続き

課税免除の手続きについては、外国大使等より宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

【修学旅行等であることの証明書（見本）】

修学旅行等であることの証明書	
宿 泊 日	令和 8 年 5 月 3 日 ～令和 8 年 5 月 5 日 (2)泊
活動の種類 (①～③のいずれかを選択してください。)	①<<学校が実施する行事>> ※全校または学年を単位として実施されるもの <input checked="" type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の行事名 ()
	②<<保育所等の施設が実施する行事>> ※施設全体または3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの <input type="checkbox"/> 行事名 ()
	③<<部活動等として参加する各種大会(スポーツ大会または文化大会)>> <input type="checkbox"/> 大会名 ()
宿泊施設名称	函館ホテル
課税免除となる 宿泊人数(※)	100人
備 考	<p>※ 課税免除となる宿泊人数には、修学旅行その他学校行事等または各種大会に参加している方および引率者を含みます。 引率者とは、生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等で、添乗員やカメラマン等は該当しません。</p> <p>上記の宿泊については、函館市宿泊税条例第4条に規定する、学校において行われる当該学校の教育活動または保育所等において行われる当該保育所等の行事であることを証明します。</p> <p>令和 8 年 5 月 1 日</p> <p>所 在 地 ○○市○○町○○番○○号</p> <p>学 校 名 ○○○学校 ま た は 施 設 名</p> <p>学校・保育所等の種類</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）】 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校</p> <p><input type="checkbox"/> 【就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園】</p> <p><input type="checkbox"/> 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業を行う施設】</p> <p><input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条第1項に規定する保育所ならびに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設】</p> <p>学 校 長 名 校長 ○○ ○○ ま た は 施 設 長 名</p> <p>押印は不要ですが、学校・保育所等の長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪，有印私文書変造罪，私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。 本証明書は、宿泊施設に提出してください。</p>

第3章 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者の登録

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、函館市が宿泊税に係る事務を行うに当たって、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を的確に把握しておく必要があることから、令和8年4月1日時点ですでに経営をしている宿泊施設を含め、全ての宿泊施設の経営者の方に登録手続きをしていただくものです。

（1）登録事項の申請

特別徴収義務者の登録は、函館市のホームページから「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」をダウンロードしていただき、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出してください。

掲載ホームページ（宿泊税の手続き）：

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025092900050/>

※ 添付書類、提出期限についてはP 1 4を参照してください。

※ 手続きは宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

ただし、住宅宿泊事業法の届出をした宿泊施設については、同一建物内に限り、複数の届出施設をまとめて登録申請していただいても差し支えありません。

※ 特別徴収義務者の登録がなくても、宿泊税が発生した場合には、特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

※ eLTAXから登録申請することもできます。詳細につきましては、上記ホームページ（宿泊税の手続き）に掲載している「函館市宿泊税電子申告の手引き」をご確認ください。（eLTAXによる電子申告・納入については、P 2 2に後述します。）

（2）登録後の通知

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者登録（変更）通知書」を送付させていただきます。

この通知は、函館市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する書面にもなりますので、大切に保管してください。

【宿泊税特別徴収義務者登録申請書】



宿泊税特別徴収義務者登録申請書

特別 徴収 義務者	住所（所在地）	函館市〇〇町〇〇番〇〇号				ア
	フリガナ 氏名（名称）	カクシカクイシャ ハコダテ 株式会社 函館	フリガナ 代表者の氏名	ハコダテ タロウ 代表取締役 函館 太郎		
	個人番号または法人番号 （右詰で記載）	〇	〇	〇	〇	〇
宿泊施 設の営 業の許 可等	住所（所在地）	函館市〇〇町〇〇番〇〇号				イ
	フリガナ 氏名（名称） 〔法人にあっては〕 代表者の氏名	氏 名（名 称） カクシカクイシャ ハコダテ 株式会社 函館		代表者の氏名 ハコダテ タロウ 代表取締役 函館 太郎		
	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 民泊	旅館業における 許可等番号	〇〇〇〇〇	号	
宿 泊 施 設	所 在 地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号				ウ
	フリガナ 名 称 または届出番号	ハコダテホテル 函館ホテル				
	概 要	床面積 300 m ²	地上 10 階 地下 2 階	客室数 100 室	収容人数 200 名	
	経営開始（予定） 年月日または 指定通知を受けた日	令和8年4月1日				
共 同 事 業 者	住所（所在地）					エ
	フリガナ 氏名（名称） 〔法人にあっては〕 代表者の氏名	氏 名（名 称）		代表者の氏名		
この登録申請に応募する者の 氏名および電話番号		株式会社函館 総務部総務課 函館 次郎 (電話番号 0138-00-0000)				
この登録申請に係る関係書類 の送付先		函館市〇〇町〇〇番〇〇号				オ
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 令和 8 年 2 月 1 日 申請者 氏名（名称） 株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎 函館市長 あて						カ
<p>注意 1 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けたことを証する書類または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出による届出番号および建物の所在地を確認できる書類の写し</p> <p>(2) 経営者が法人の場合には法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合には経営者の住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの）</p> <p>(3) 宿泊約款の写し等</p> <p>(4) 経営を委託している場合には、経営委託契約書またはそれに類する書類の写し</p> <p>2 この申請書は、宿泊施設ごとに作成してください。</p>						

ア 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・ 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。
(ホームページ：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

イ 「宿泊施設の営業の許可等」欄

- ・ 旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法第13条の標識に記載されている内容を転記してください。「種別」は、該当するものを選択してください。
- ・ 「許可等番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設については、この欄は記載不要です。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称 ※住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出番号）を記載してください。
- ・ 概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人員を記載してください。
- ・ 経営開始した（する）日または徴収の便宜を有する者として指定された場合は、宿泊税特別徴収義務者指定通知書を受けた日を記載してください。

エ 「共同事業者」欄

- ・ 特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- ・ 記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

オ 「担当者連絡先」欄

- ・ 当該申請についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の送付先を担当部署名まで記載してください。電話番号については、直通の番号を記載してください。

カ 「申請者等」欄

- ・ 申請日、申請者（特別徴収義務者）の氏名または名称を記載してください。

2 登録事項の変更等

登録事項の変更等の手続きは、函館市のホームページから次の申請様式をダウンロードしていただき、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出してください。

- ・ 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書
- ・ 宿泊税経営休止・経営再開届出書
- ・ 宿泊税経営廃止届出書

※ 申請様式については、準備が出来次第、函館市のホームページへ掲載いたします。

※ 添付書類、提出期限については、P 1 4を参照してください。

(1) 登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合は申請が必要となります。

ただし、次のア～オの場合は、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による新規の登録を行ってください。

- ア 営業譲渡または相続（贈与）
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業者として営業する場合

(2) 経営休止・再開の届出

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。また、休止期間を定めずに経営休止した場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。

(3) 経営廃止の届出

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

3 申請書等の添付書類および提出期限

要件	期限	申請書等	添付書類
新たに宿泊施設の経営を開始する場合	経営を開始しようとする日の5日前まで	宿泊税特別徴収義務者登録申請書 ※1	【旅館業法の場合】 ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類（写）※2 【住宅宿泊事業法の場合】 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号および建物の所在地を確認できる書類（写）※2 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） 【個人の場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【共通】 ・宿泊約款（写），宿泊料金を記載した書面 ・経営を委託している場合は，経営委託契約書またはそれに類する書類（写） （事前にご相談ください。）
課税開始日（令和8年4月1日）時点ですでに経営を開始している場合	課税開始日（令和8年4月1日）の5日前まで		
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日から10日以内		
特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書	【法人代表者の変更があった場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） 【個人事業者の住所に変更があった場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【その他変更があった場合】 ・変更内容が確認できる書類
宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合※3	休止する日の前日まで	宿泊税経営休止・経営再開届出書	「旅館業廃止(停止届)」または「休止のお知らせ」等
期間を定めずに休止したときに，経営を再開しようとする場合	再開する日の前日まで		「営業許可書」または「再開のお知らせ」等
宿泊施設の経営を廃止した場合※3	廃止の日から10日以内	宿泊税経営廃止届出書	旅館業法，住宅宿泊事業法の規定による「廃止(停止届)」または法人の登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）（写） （経営廃止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。）

※1 共同事業者がいる場合は，その方の住所または所在地，氏名または名称について記入し，役員会議事録等内容を確認できる書類を併せて添付してください。また，記載すべき共同事業者が2名以上の場合は，任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

※2 許可等を受けてから変更事項がある場合は，保健所等へ提出した変更届（写）もすべて添付してください。

※3 休止または廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は，最終営業日から1か月以内に申告納入する必要があります。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

宿泊税の申告納入期限（納入申告書の提出と納入期限）は次のとおりです。特別徴収義務者は、申告納入期限までに、宿泊施設ごとに申告および納入を行ってください。

申告事務等を軽減する観点から、申告対象期間3か月分をまとめて申告納入期限までに申告していただく制度としています。

なお、期限後に申告、納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

徴収すべき期間	申告納入期限（※）
3月1日から5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日

※ 土曜日、日曜日または祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日となります。

(2) 宿泊税の申告

宿泊税の納入申告の手続きは、函館市のホームページから「宿泊税納入申告書」をダウンロードしていただき、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出してください。

併せて、「宿泊税納入書」（P19参照）により、宿泊税を納入してください。

○ 申告時の添付書類として、課税対象および課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された「宿泊税月計表」を併せて提出してください。（記載項目を満たしていれば任意の様式で差し支えありません。）

○ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も「宿泊税納入申告書」の提出が必要です。（この場合「宿泊税月計表」の提出は不要です。）

※ 毎年3月頃を目途に、1年分の「宿泊税納入申告書」，「宿泊税月計表」を一括して送付いたします。

※ 函館市の窓口にも手書用の「宿泊税納入申告書」，「宿泊税月計表」を用意していますので、必要な場合は、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当の窓口にお問い合わせください。

【宿泊税納入申告書】

		令和 8 年 9 月 25 日					
		(宛先) 函館市長					
宿泊税納入申告書							
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	特別徴収義務者	住所(所在地)	函館市〇〇町〇〇番〇〇号 ア				
		氏名(名称)・代表者の氏名	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎				
		個人番号または法人番号(右詰めで記載)	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇				
	宿泊施設	所在地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号 イ				
名称		函館ホテル					
指定番号		〇〇〇〇					
税目	宿泊年月	区分	宿泊数	税率	税額		
宿泊税	8年	一般	1人1泊2万円未満	200泊	200円	40,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	20泊	400円	8,000円	
			1人1泊5万円以上10万円未満	10泊	1,000円	10,000円	
			1人1泊10万円以上 エ	5泊	2,500円	12,500円	
		各種大会	1人1泊2万円未満	100泊	100円	10,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満 オ	10泊	200円	2,000円	
			1人1泊5万円以上	0泊	500円	0円	
		ウ	カ 免除(修学旅行その他学校行事等)		100泊		
			小計		445泊		82,500円
		8年	一般	1人1泊2万円未満	200泊	200円	40,000円
	1人1泊2万円以上5万円未満			100泊	400円	40,000円	
	1人1泊5万円以上10万円未満			20泊	1,000円	20,000円	
	1人1泊10万円以上			5泊	2,500円	12,500円	
	各種大会		1人1泊2万円未満	100泊	100円	10,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	50泊	200円	10,000円	
			1人1泊5万円以上	10泊	500円	5,000円	
	課税免除(修学旅行その他学校行事等)		150泊				
	小計		635泊		137,500円		
	8年	一般	1人1泊2万円未満	300泊	200円	60,000円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	100泊	400円	40,000円	
1人1泊5万円以上10万円未満			50泊	1,000円	50,000円		
1人1泊10万円以上			0泊	2,500円	0円		
各種大会		1人1泊2万円未満	200泊	100円	20,000円		
		1人1泊2万円以上5万円未満	50泊	200円	10,000円		
		1人1泊5万円以上	0泊	500円	0円		
課税免除(修学旅行その他学校行事等)		200泊					
小計		900泊		180,000円			
宿泊税合計			1,980泊		400,000円		

ア 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・ 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。
(ホームページ : <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

イ 「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称 ※住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出番号）を記載してください。
- ・ 「指定番号」欄は、「宿泊税特別徴収義務者登録（変更）通知書」に記載されている「指定番号」を記載してください。当該番号で管理しているため、必ず記載してください。

ウ 「宿泊年月」欄

- ・ 「宿泊年月」欄には、徴収すべき年・月を記載してください。

エ 「区分・一般」欄

- ・ 一般の方の宿泊について、記載してください。
- ・ 「宿泊数」欄には、該当する税率区分に宿泊数を記載してください。
- ・ 「税額」欄には、該当する税率に宿泊数を乗じた税額を記載してください。

オ 「区分・各種大会」欄

- ・ 各種大会への参加に伴う宿泊について、記載してください。
- ・ 「宿泊数」欄、「税額」欄には、一般区分の申告内容と同様に記載してください。
- ・ 課税免除（市税）の対象については、P 6～8を参照してください。

カ 「課税免除」欄

- ・ 修学旅行その他学校行事等に伴う宿泊について、記載してください。
- ・ 「宿泊数」欄、「税額」欄には、一般区分の申告内容と同様に記載してください。
- ・ 課税免除の対象については、P 6～8を参照してください。

【宿泊税月計表 ※ 記載事項を満たしていれば任意の様式で差し支えありません。】

令和 8 年 9 月 25 日											
宿泊税月計表											
(令和 8 年 6 月分) ア											
特別徴収義務者		株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎							指定番号		〇〇〇〇〇
宿泊施設名		函館ホテル イ									
区分	日	課税対象						課税対象外		総宿泊数	
		ウ 一般				エ 各種大会		オ その他			
		2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上	修学旅行 その他 学校行事等	その他	
(税率)		200	400	1,000	2,500	100	200	500	0	0	
1		10	5	0	0	0	0	0	0	0	15
2		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
3		0	0	0	0	30	0	0	0	0	30
4		10	5	10	5	30	0	0	0	0	60
5		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
6		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
7		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
8		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
9		5	0	0	0	40	10	0	0	0	55
											5
28		5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
29		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(泊)		200	20	10	5	100	10	0	0	0	345

ア 宿泊年月

- 対象となる宿泊年月について、記載してください。

イ 特別徴収義務者等について

- 申告する特別徴収義務者、指定番号、宿泊施設名（※住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出番号）を記載してください。

ウ 「区分・一般」欄

- 課税対象となる、一般区分について、税率ごとの宿泊数を記載してください。

エ 「区分・各種大会」欄

- 課税対象となる、各種大会区分について、税率ごとの宿泊数を記載してください。

オ 「課税対象外」欄

- 課税対象外となる宿泊について、宿泊数を記載してください。

カ 総宿泊数

- 日ごとの宿泊数の合計を記載してください。（ウ、エ、オの合計）

(3) 宿泊税の納入

函館市のホームページからダウンロードした「宿泊税納入書」に申告額等必要事項を記入して、納期限までに下記の金融機関等で納入してください。なお、徴収すべき期間（3か月分）の合計額を記入して、納入してください。1か月分につき1枚ではありませんのでご注意ください。

併せて、「宿泊税納入申告書」（P 1 5 参照）を提出してください。

○ 納入場所

北洋銀行，青森みちのく銀行，北海道銀行，北陸銀行，道南うみ街信用金庫，渡島信用金庫，北海道労働金庫，函館商工信用組合，新函館農業協同組合，函館市亀田農業協同組合，北海道信用漁業協同組合連合会函館支店，函館市漁業協同組合，戸井漁業協同組合，えさん漁業協同組合，南かやべ漁業協同組合，北海道内のゆうちょ銀行または郵便局，函館市役所会計課，税務室納税担当，亀田支所，湯川支所，銭亀沢支所，戸井支所，恵山支所，椴法華支所，南茅部支所

※ 毎年3月頃を目途に，1年分の「宿泊税納入書」を一括して送付いたします。

※ 函館市の窓口にも手書用の「宿泊税納入書」（3枚複写式）を用意していますので，必要な場合は，函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当の窓口にお問い合わせください。

※ 北海道外で納入される場合は，eLTAXで申告納入していただけるほか，全国のゆうちょ銀行または郵便局でご利用いただける納入書を別途送付することも可能です。ご利用される方は函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当までお問い合わせください。

【宿泊税納入書】

北海道函館市		宿 泊 税	
市区町村コード	科目コード	納 入 書 (公)	
012025	34		
口座番号	加入者名		
02660-8-960015	函館市会計管理者		
特別徴収義務者			
住所 (所在地)	函館市〇〇町〇〇番〇〇号		
氏名 (名称)	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎		様
宿泊施設名	函館ホテル		
指定番号	〇〇〇〇〇	ア	
イ	徴収期間	区分	
	令和 8 年 6 月分から 令和 8 年 8 月分まで	<input checked="" type="radio"/> 01 申告 <input type="radio"/> 02 更正 <input type="radio"/> 03 決定	
		百	十
		億	千
		百	十
		万	千
		百	十
		円	
宿 泊 税	税 額		1 0 0 0 0 0
	延 滞 金	ウ	
合 計 額		¥	1 0 0 0 0 0
納期限	令和 8 年 9 月 30 日		
上記のとおり納入します。		工 領収日付印	

(金融機関または郵便局保管)

ア 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所または所在地，氏名または名称および宿泊施設の名称（※住宅宿泊事業法の届出施設の場合は，届出番号）を記載してください。法人の場合は法人名に加え，代表者の職，氏名も記載してください。
- 特別徴収義務者登録（変更）通知書で通知した5桁の指定番号を記載してください。

イ 「徴収期間・区分」欄

- 納入する宿泊税についての徴収期間を記載してください。なお，徴収期間についてはP15を参照してください。
- 該当する区分に○を記入してください。

ウ 「税額」欄

- 合計額の税額の頭には必ず「¥」を記載してください。

エ 「納期限」欄

- 当該徴収期間分の申告納入期限を記載してください。
- 申告納入期限はP15を参照してください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金および宿泊税の全部もしくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、または申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を失ったことについて、天災、火災、盗難等避けることのできない理由があると認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

(2) 申請の手続

納入義務の免除の手続きは、函館市のホームページから「宿泊税還付・納入義務免除申請書」をダウンロードしていただき、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出してください。

※ 「宿泊税還付・納入義務免除申請書」については、準備が出来次第、函館市のホームページへ掲載いたします。

(3) 還付

(2) の場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

【納入義務の免除、還付となる例】

- 宿泊者が破産、整理等の法的手続きに入り支払不能となったため、宿泊料金および宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明または刑の執行により、宿泊料金および宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(4) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に未納の徴収金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(5) 納入義務の免除・還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当にお問い合わせください。

3 更正の請求

(1) 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまつた場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。

(3) 請求の手続き

更正の請求の手続きは、函館市のホームページから「宿泊税更正請求書」をダウンロードしていただき、理由を明記のうえ、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出してください。

※ 「宿泊税更正請求書」については、準備が出来次第、函館市のホームページへ掲載いたします。

※ 提出時には、正しい宿泊数を記載した宿泊税月計表を併せて提出してください。（更正のある月分のみで差し支えありません。）

更正の請求があつた場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

4 eLTAXによる電子申告・納入

eLTAX（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

宿泊税についても、eLTAXから電子申告・納入することが可能です。詳細につきましては、「函館市宿泊税電子申告の手引き」をご確認ください。

掲載ホームページ（宿泊税の手続き）：

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025092900050/>

(1) 電子申告について

電子申告は、eLTAX対応ソフトウェアであるPCdeskNextを利用して行う必要があります。具体的な操作方法については、PCdeskNext特設ページをご覧ください。

(2) 電子納入について

電子納入は、電子申告後、eLTAX対応ソフトウェアであるPCdeskを利用して行う必要があります。

なお、PCdeskから、ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカードを利用した電子納入が可能です。

(3) 利用届出について

eLTAXから電子申告・納入を行うためには、PCdeskから利用届出を行ったうえ、「利用者ID」を取得する必要があります。

(4) 関連ホームページについて

詳細は次のホームページにてご確認ください。

eLTAXのホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

PCdeskNext特設ページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

eLTAXのよくある質問：<https://eltax.custhelp.com/>

eLTAX利用時間：平日8時30分から24時まで（土日祝日，年末年始12月29日から1月3日は除く）

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の記載および保存、書類の作成および保存をしていただく必要があります。

(1) 帳簿・書類の記載・保存

函館市宿泊税条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内、保存しておく必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電磁的記録を保存する必要はありません。

区分	記載事項	例
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税の課税対象となる宿泊者数ならびに宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税額が記載されているもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、宿泊者名簿、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

(2) 帳簿保存期間

申告納入に係る期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

(3) 書類保存期間

申告納入に係る期限の翌日から起算して2年を経過する日まで

(4) 電磁的記録による保存等

上記の帳簿・書類について、特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成すること等、函館市宿泊税条例等に定める要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、函館市の職員が必要に応じて申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いします。

3 更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は税額更正の、申告されていない場合は決定の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書」により、納入すべき税額および納入期限を通知しますので、添付する「納入書」により期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき。 【申告税額の15%】

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 【決定税額の15%】

③ ①、②の場合について、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。 【申告税額の5%】

※ ①～③の場合で、納入すべき税額が300万円を超えるときは、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、さらに5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、さらに10%が加算されます。

※ ①～③の場合で、短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告または仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1か月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告または不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの 【過少申告加算金 10%に代えて35%】

② 不申告加算金に関するもの 【不申告加算金 15%に代えて40%】

※ 短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告または仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

（1）納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算します。

（2）更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額となります。

※ 延滞金を算定する場合、滞納額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※ 納入期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合については延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限は年7.3%、下限は年0.1%）が適用されます。納入期限の翌日から1か月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）が適用されます。

6 審査請求

函館市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、市長に対して審査請求をすることができます。

（1）審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正または決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除

○ 納入義務免除（還付）の決定

（２）審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

（３）手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、市長に対して提出してください。

この場合、審査請求書は、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当を経由して提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。
- 函館市宿泊税と北海道宿泊税を併せて表記する場合は、合算額を表記していただいてもかまいません。

《例1》 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定のとき

○合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円
令和〇年〇月〇日 函館市〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

○宿泊税を別に計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円
上記のほか、宿泊税額を200円領収しました。 令和〇年〇月〇日 函館市〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

《例2》 客室料金に宿泊税額を含める料金設定のとき

領収書		
〇〇 〇〇様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	11,200円
	合計	11,200円
上記金額には、消費税等1,000円、宿泊税額 200円が含まれています。 令和〇年〇月〇日 函館市〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

2 宿泊税特別徴収義務者交付金

(1) 交付の目的

宿泊税の特別徴収事務の特殊性に鑑み、宿泊税の申告納入制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者に対し、令和9年度以降、毎年度、交付金を交付します。

(2) 算定対象

前年度に申告納入していただいた宿泊税（4月～翌年3月申告納入分）のうち、申告納入期限までに申告納入した宿泊税額

(3) 交付金の額

函館市宿泊税の5.0%（令和13年度交付分までは6.0%）

※ 交付要件、交付時期、交付手続き等については、詳細が決定次第、ホームページ等にてお知らせします。

3 宿泊税と入湯税を併せて申告納入される場合について

宿泊税と入湯税を併せて申告納入される事業者については、宿泊税と入湯税を併せて申告するための納入申告書および月計表の様式を作成しておりますので、利用される場合、函館市のホームページからダウンロードしてください。（令和8年4月利用分から）

※ 納入書については、入湯税分と宿泊税分それぞれ作成していただく必要がありますのでご注意ください。

【入湯税および宿泊税納入申告書】

税目		入湯年月	区分	入湯人員	税率	税額				
入湯税	年	入湯客(宿泊)	入湯客(宿泊)	人	100円	円				
			入湯客(日帰り)	人	100円	円				
		入湯客等	入湯客等	人	50円	円				
			課税免除	人		円				
	月	小計	小計	人		円				
			課税免除	人		円				
		年	入湯客(宿泊)	入湯客(宿泊)	人	100円	円			
				入湯客(日帰り)	人	100円	円			
	入湯客等	入湯客等	人	50円	円					
		課税免除	人		円					
	月	小計	小計	人		円				
			課税免除	人		円				
入湯税合計				人		円				

税目		宿泊年月	区分	宿泊数	税率	税額				
宿泊税	年	一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円				
			1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円				
			1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円				
			1人1泊10万円以上	泊	2,500円	円				
			各種大会	1人1泊2万円未満	泊	100円	円			
			1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円				
		1人1泊5万円以上	泊	500円	円					
		課税免除(修学旅行その他学校行事等)	泊		円					
		小計				泊		円		
		月	一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円			
				1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円			
				1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円			
	各種大会		1人1泊2万円未満	泊	100円	円				
			1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円				
			1人1泊5万円以上	泊	500円	円				
	課税免除(修学旅行その他学校行事等)	泊		円						
	小計				泊		円			
	年	一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円				
			1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円				
			1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円				
			1人1泊10万円以上	泊	2,500円	円				
			各種大会	1人1泊2万円未満	泊	100円	円			
			1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円				
		1人1泊5万円以上	泊	500円	円					
		課税免除(修学旅行その他学校行事等)	泊		円					
		小計				泊		円		
		月	一般	1人1泊2万円未満	泊	200円	円			
				1人1泊2万円以上5万円未満	泊	400円	円			
				1人1泊5万円以上10万円未満	泊	1,000円	円			
	各種大会		1人1泊2万円未満	泊	100円	円				
			1人1泊2万円以上5万円未満	泊	200円	円				
			1人1泊5万円以上	泊	500円	円				
	課税免除(修学旅行その他学校行事等)	泊		円						
	小計				泊		円			
	宿泊税合計							泊		円

【入湯税および宿泊税月計表】

特別徴収義務者		指定番号																		
宿泊(入湯)施設名																				
区分	入湯税						宿泊税						総宿泊数							
	宿泊			日帰り			課税対象			課税対象外										
日	入湯客	非入湯客	15歳未満の若	修学旅行その他学校行事等	各種大会	その他	入湯客	非入湯客	入湯客	非入湯客	2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上	その他	その他	
	(税率)	100	(非)	(非)	(非)	(非)	50	100	(非)	200	400	1,000	2,500	100	200	500	0	0	0	
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
合計(入湯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先

函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3002

Mail shozei1@city.hakodate.hokkaido.jp

- 申告等を郵送で行う場合には、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当宛に送付してください。この場合、申告書等の控えの郵送を希望される方は、返信用封筒（切手貼り付け）を同封してください。